

	電	子	展	示	会
		余	録		

## 電子展示会「日本国憲法の誕生」 を振り返って

平成16年5月3日の憲法記念日、国立国会図書館は、電子展示会「日本国憲法の誕生」(<http://www.ndl.go.jp/constitution/index.html> 以下、「憲法展」)を全面公開し、二か年にわたるプロジェクトを終了した。電子展示会は、当館の貴重な情報資源へ利用者を案内する電子図書館事業の一つであり、またテーマとして取り上げた「日本国憲法」は、国会に憲法調査会が設置されている現在、当館の第一義的任務である国会へのサービスにも通じるものである。プロジェクトが終了した現在、改めて二年に

わたる軌跡を振り返ってみたい。

### 企画の発端

日本国憲法は占領期という内と外の力が同時に働く特殊な時代に成立したことで、その制定過程の研究には、日本側の資料と併せて、占領した側の資料を見ていくことが重要となる。日本国憲法制定過程に関する日本側、連合国側の一次資料を所蔵している憲政資料室は、そのような意味で、研究者にとって必須の資料調査機関となっている。

憲政資料室で所蔵する日本側資料としては、当時法制局で憲法改正に関わる作業に従事し、後に法制局長官となった入江俊郎、佐藤達夫の両氏が遺した資料群が代表的なもので、他に重要な文書として、衆議院、貴族院関係者の文書や衆議院帝国憲法改正案委員会委員長を務めた芦田均氏の文書等がある。これらの文書は、当館が主催する議会政治展、憲法公布の記念展示会等でも、利用の多いものである。

他方、連合国側の文書として重要なものには、米国立公文書館の資料をマイクロ化して閲覧に供している連合国最高司令官総司令部 (GHQ/SCAP) 文書、国務省文書、極東委員会文書等がある。これら占領期資料は、大部分がマイクロ形態であることから、当館が主催する各種展示会では、実際に利用される機会はほとんど



### 「日本国憲法の誕生」トップページ

どなかった。

今回の「憲法展」で、現物資料で構成する従来の「展示会」の枠組みを離れ、電子的な「展示会」を実施することで、紙媒体（主として日本側の資料）とマイクロ媒体（主として連合国側の資料）の両方の資料を同時に展示することが可能となり、憲政資料室の特質を最大限に生かすことが可能となった。

### 展示資料の選定

「憲法展」は、二か年計画ということもあり、全体のストーリーの組み立てが重要であったが、時間的な制約もあり、走りながら考えた二年間であった。初年度は制定過程をあらわす内外の基本資料、二年目は戦争放棄、二院制等憲法の重要論点の解説と、制定過程をめぐる連合国、GHQ/SCAPの動きを示す資料を中心に構成することとした。

展示資料は、憲政資料室所蔵資料を中心に選定したが、外部機関の協力を得て掲載したものもあり、米ハーバード大学所蔵のジョセフ・グルー文書は、資料の複製から掲載許可依頼まで、直接先方の関係者とのメールのやり取りとなって、英語での交渉に担当者が苦勞することとなった。各機関とも、概して好意的な対応であったが、インターネットで公開することがネックとなり、相手機関の理解が得られず掲載できなかった資料もあった。

資料の選定にあたっては、法制局、GHQ/SCAP等の執務資料が多かったため、同じ内容の文書が別の資料群の中に複数存在することも多く、資料の歴史的意義ばかりでなく、資料の状態、展示の意図等から展示資料を選択する場面も少なからず生じた。また、展示会という性格から、文字資料だけではなく、見て楽しいカラフルな資料を出したいという要望もあり、憲法普及活動に関する展示資料では、そのあたりにも配慮した。もっとも該当時期は、終

### 電子展示会「日本国憲法の誕生」サイトマップ(日本語版)

トップページ (日本語版)	ごあいさつ
English Top Page	概説：はじめに
	概説：第1章 戦争終結と憲法改正の始動
	概説：第2章 近衛、政府の調査と民間案
	概説：第3章 GHQ草案と日本政府の対応
	概説：第4章 帝国議会における審議
	概説：第5章 憲法の施行
	資料と解説：第1章 戦争終結と憲法改正の始動
	資料と解説：第2章 近衛、政府の調査と民間案
	資料と解説：第3章 GHQ草案と日本政府の対応
	資料と解説：第4章 帝国議会における審議
	資料と解説：第5章 憲法の施行
	論点：1 国民主権と天皇制
	論点：2 戦争放棄
	論点：3 基本的人権の保障
	論点：4 新しい二院制議会
	論点：5 違憲審査制
	論点：6 地方自治
	文書庫
	人物紹介
	用語解説／略語一覧
	掲載資料一覧
	年表：主要年表
	年表：詳細年表 1～5
	憲法条文・重要文書
	リンク集
	参考文献
	ご利用について

戦後の物資不足の時代であり、この時期に作成された資料の中から、見て楽しいものを探すのは大変だった。記録資料についても、占領期資料に多い英文タイプの通信文は、内容はともかく見て楽しいものではない。これら資料へのアクセスの便を考慮して、すでに刊行物に掲載されている資料については、可能な限りそのテキストを併せて載せた。また、手書きで読みにくい資料も、その内容が容易に理解できるように、できるだけ文字起こしを行った。

### 展示資料の撮影と電子化

資料の確認と執筆分担を行い、資料解説の作成に入るのと並行して、展示資料の撮影及び電子化が行われた。日本側資料は、大部分が紙媒体であるため、先ず撮影を行った後電子化という手順となるが、連合国側の資料は大部分がマイクロ形態であるため、マイクロからの電子化という手順となる。マイクロ資料の電子化では、よい画質を保証するため、保存用マイクロが整備されているものについては、できるだけ保存用ネガを利用し電子化を実施した。

今回の展示では、これまで佐藤達夫文書に比べて紹介されることの少なかった入江俊郎文書を中核としたが、敗戦直後で資料の紙質が悪く、かなり劣化が進んでいるため、慎重に撮影作業を進めた。また、この資料の大部分は合綴された一件書類の形態となっており、中には厚さ10cm近いものもあるた

め、撮影にあたっては、各々の一件書類の綴じ紐をはずしてから行うこととした。さらに、展示対象文書の箇所には、展示番号を記した付箋を挟み込み、その番号順に撮影することとしたが、各書類中の文書は必ずしも編年順に綴じられてはいないため、資料撮影時に、書類のあちこちを開いては、ひっくり返したりという煩雑な作業を繰り返すはめに陥った。

一方、憲法普及活動の章で展示する啓蒙ポスターは、他の資料と比べて形態が格段に大きいため、特別な撮影機材を使って別立てで撮影するというようなこともあった。

### 権利処理の手続

インターネットによる資料の公開では、権利処理の問題を避けて通れない。特に日本国憲法の公布は昭和21年のこ



「日本国憲法解説並附図」

とであり、当時の関係者の著作権は、まだ大部分が残っていると考えられた。そこで日本側資料については、その著作権所有者を調査し、掲載の許諾を得る手を踏んだ。もちろん資料の性格により、許諾相手が個人ではなく団体となる場合もある。内閣法制局、外務省等からは、機関としての許諾を得ることとなった。

この過程で、おおむね関係者の皆さんに好意的に対応していただいたのは何よりであった。またこの作業は、戦後史を扱う場合の権利処理の難しさを実感するものでもあった。

なお米国立公文書館所蔵資料を中心とする連合国側資料については、その大部分が関係者の執務著作と認定され、著作権は消滅しているとのことで、「憲法展」公開の通知を行うのみで済んだケースが大部分であった。

## 二か年のプロジェクトを終えて

現行憲法の制定過程という主題のもとに、所蔵資料をインターネット上で公開するという電子展示会の試みは、それなりの成果をあげたと考えられる。特に日本側、連合国側の双方の資料を揃えているという当館の強みを生かして、制定過程を立体的に跡付けることができたのは大きな成果といえる。資料の選定、撮影・電子化、解説の執筆、権利処理等の一連の作業は、二年にわたって繰り返され、そのたびに締切に追われる毎日が続いた。しかし、プロ

ジェクトに参加した館内各部署の絶妙なチームワークで、厳しい場面を何度も乗り切ったのは、今となっては懐かしい思い出である。また、当館がこれまで四半世紀にわたり占領期資料を収集している米国立公文書館からは、両館の長年の協力関係が展示会に結実したことに対して祝意が表された。

インターネットによる公開は、わが国のみならず世界中からアクセスが可能となるため、その便宜も考慮して、日本語版とほぼ同内容の英語版も用意した。その作成は、日本語版以上に神経を遣う作業となったが、公開後に、国内のみならず海外からも好意的な反響が続々と寄せられ、情報発信の威力を実感するとともに、英訳の苦勞が報われた気持ちがした。当館所蔵の一次資料を駆使して完成した「憲法展」が、これからも息の長い電子資料集として活用されることを期待している。

関連記事（『国立国会図書館月報』掲載分）

- ・「お知らせ 電子展示会「日本国憲法の誕生」を公開します」『国立国会図書館月報』505号（2003年4月）p.33
- ・「お知らせ 電子展示会「日本国憲法の誕生」の全面公開」同上517号（2004年4月）p.26
- ・「電子展示会「日本国憲法の誕生」－サイトの概要－」同上520号（2004年7月）pp.1-2
- ・「電子展示会「日本国憲法の誕生」－憲法史研究者から見た意義（座談会）」同上520号（2004年7月）pp.3-12.

（政治史料課）